



○公 告

表彰規則（昭和34年長野県規則第6号）第6条の規定により、次の者を表彰した。

平成14年5月23日

長野県知事 田 中 康 夫

スポーツ栄誉賞

平成14年5月14日表彰

羽	石	国	臣
中	嶋	敬	春
大	菅	小百合	
小	澤	美	夏
山	田	大	起
畔	上	大	地
中	西		拓
野	田	鉄	平
宮	脇	健太郎	
橋	本	通	代
小	口	貴	久
越		和	宏
稲	田		勝
中	山	英	子
井	上	真	司
小	林		稔
大	平	紀	夫

政策秘書室

○公 告

次のとおり随意契約の相手方を決定した。

平成14年5月23日

長野県知事 田 中 康 夫

- 1 (1) 随意契約に係る特定役務の名称及び数量
電子計算機操作業務委託 一式
- (2) 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
ア 名 称 長野県企画局情報政策課
イ 所在地 長野市大字南長野字幅下692-2
- (3) 随意契約の相手方を決定した日
平成14年3月29日
- (4) 随意契約の相手方の名称及び所在地
ア 名 称 株式会社ケイケンエンジニアリングシステム
イ 所在地 長野市南石堂町1293番
- (5) 随意契約に係る契約金額
40,845,000円
- (6) 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- (7) 随意契約の理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第10条第1項第2号
- 2 (1) 随意契約に係る特定役務の名称及び数量
電子計算装置及びプログラムプロダクトの賃貸借 一式
- (2) 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
ア 名 称 長野県企画局情報政策課
イ 所在地 長野市大字南長野字幅下692-2
- (3) 随意契約の相手方を決定した日
平成14年3月28日
- (4) 随意契約の相手方の名称及び所在地
ア 名 称 日本電子計算機株式会社
イ 所在地 東京都千代田区丸の内3-4-1
- (5) 随意契約に係る契約金額
178,046,190円

(6) 契約の相手方を決定した手続

随意契約

(7) 随意契約の理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第2号

3(1) 随意契約に係る特定役務の名称及び数量

電子計算装置の保守 一式

(2) 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地

ア 名称 長野県企画局情報政策課

イ 所在地 長野市大字南長野字幅下692-2

(3) 随意契約の相手方を決定した日

平成14年3月28日

(4) 随意契約の相手方の名称及び所在地

ア 名称 富士通株式会社長野支社

イ 所在地 長野市岡田町215-1

(5) 随意契約に係る契約金額

63,635,040円

(6) 契約の相手方を決定した手続

随意契約

(7) 随意契約の理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第2号

情報政策課

○公 告

次のとおり落札者を決定した。

平成14年5月23日

長野県知事 田 中 康 夫

1 落札に係る特定役務の名称及び数量

電子計算機のデータ入力業務 一式

2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地

- (1) 名称 長野県企画局情報政策課
- (2) 所在地 長野市大字南長野字幅下692-2

3 落札者を決定した日

平成14年3月29日

4 落札者の名称及び所在地

- (1) 名称 株式会社電算
- (2) 所在地 長野市県町451番地

5 落札金額

入力データ1文字につき次に掲げる金額

- (1) 数字 0.33円×1.05
- (2) 英字 0.43円×1.05
- (3) カナ文字 0.53円×1.05
- (4) 漢字 1.29円×1.05

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 一般競争入札の公告を行った日

平成14年1月31日

情報政策課

○公 告

平成14年度長野県介護支援専門員実務研修受講試験を次のとおり行う。

平成14年5月23日

長野県知事 田 中 康 夫

1 試験日時

平成14年10月27日(日) 午前10時から12時まで

2 試験会場

次のうち、受験者が希望する試験地の中から試験会場を指定する。ただし、法定資

格取得者のうち保健医療サービスの知識等の基礎以外の出題分野が解答免除となる者及び法定資格取得者以外の者は、松本市を希望することはできない。

試験地	試験会場
長野市	長野工業高等学校
豊科町	南安曇農業高等学校
松本市	看護総合センターながの
上田市	上田東高等学校
伊那市	伊那北高等学校

3 受験資格

勤務地が県内にある者（勤務していない場合は、住所が県内にある者）で、介護支援専門員に関する省令（平成10年厚生省令第53号）第1条第1項の要件に該当する者であり（業務従事期間については、平成14年10月26日までに該当する見込みの者を含む。）、同条第2項の欠格事由に該当しないこと。

4 試験の方法等

(1) 試験の方法

五肢複択方式及び五肢択一方式による筆記試験とする（60問、2時間）。

(2) 試験問題の出題範囲及び出題数

ア 介護支援分野（25問）

(ア) 介護保険制度に関する基礎的知識

(イ) 要介護認定及び要支援認定に関する基礎的知識及び技能

(ウ) 居宅・施設サービス計画に関する基礎的知識及び技能

イ 保健医療福祉サービス分野（35問）

(ア) 保健医療サービスに関する基礎的知識及び技能

(イ) 福祉サービスに関する基礎的知識及び技能

(3) 法定資格取得者の一部解答免除

法定資格取得者については、次のとおり一部解答を免除する。

試験時間は、免除された問題1問につき2分を差し引いた時間とする。

出題分野等 区分	試験問題数 (60問)	介護支援分野 (25問)	保健医療福祉サービス分野		
			保健医療サービスの知識等		福祉サービスの知識等 (15問)
			基礎 (15問)	総合 (5問)	
ア 医師又は歯科医師	40問	受験	免除	免除	受験
イ 薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師又は栄養士（管理栄養士を含む。）	45問	受験	免除	受験	受験
ウ 社会福祉士、介護福祉士又は精神保健福祉士	45問	受験	受験	受験	免除

(注) ア、イ又はウの区分を超えて複数の法定資格を取得している者は、該当する区分の双方の免除対象となる。

5 身体障害者等に対する受験特別措置

身体に障害等がある受験者には、本人の申出により、解答方法、試験時間等の特別措置を行う。その場合は、身体障害者等受験特別措置申請書等を提出すること。

6 受験手続

(1) 提出書類

ア 必須提出書類

- (ア) 受験申込書（所定の用紙による。）
- (イ) 実務経験証明書（所定の用紙による。）

なお、実務経験見込証明書を提出した場合は、平成14年11月5日（火）までに実務経験証明書を提出すること。

ただし、前年度（平成13年度）の長野県介護支援専門員実務研修受講試験受験申込書に受験資格を満たすことの証明となる実務経験証明書を添付して受理された者は、現在の勤務先の実務経験証明書を除き、実務経験証明書の提出を省略することができる。

イ 受験資格によって提出が必要となる書類

(ア) 法定資格取得者の場合

法定資格の取得が証明できる書類（免許等）の写し

(イ) 社会福祉主事任用資格等を有することを要件とする者の場合

社会福祉主事任用資格を有することを証明する書類、訪問介護員養成研修2級課程（これに相当する研修を含む。）修了証書等の写し、社会福祉施設長資格認定講習会（これに相当する研修を含む。）の修了証書等の写し

(ウ) ボランティア等の公的サービス以外のサービスを行う団体において介護等の業務に従事している者の場合

当該団体の概要（市町村ボランティアセンター等に登録されている団体については、その旨を証明する書類及び当該団体の概要）

(エ) 国が定めるサービス指針（ガイドライン）を満たす民間事業者において相談援助業務に従事している者の場合

確認証明書（所定の用紙による。）

ウ その他の事由により提出が必要となる書類

(ア) 実務経験証明書の証明を行う者と受験申込者が同一の場合

開業許可書、認可書、届出書、業務委託契約書等の書類の写し

(イ) 個人契約で、個人の家庭において介護業務に従事した家政婦の場合
契約書及び業務日誌の写し

(ウ) 現在受験資格の業務に従事していない場合

住民票の写し

(エ) 受験申込書の氏名と免許等の氏名が異なる者の場合

戸籍抄本

(2) 試験手数料

試験手数料（6,500円）は、長野県収入証紙により（受験申込書にはって、消印しないこと。）納付すること。

(3) 受付期間及び受付時間

受付期間は、平成14年7月29日（月）から8月9日（金）までとし、受付時間は、日曜日及び土曜日を除き、午前8時30分から午後5時までとする。

なお、郵送による場合は、平成14年8月9日（金）までの消印のあるものに限り受け付ける。

(4) 受付場所

ア 持参する場合

長野県庁 西庁舎102号会議室（1階）

イ 郵送による場合

長野県社会部高齢福祉課

7 受験票の交付

受験申込書を受理したときは、受験票を交付する。

8 合格発表

試験の合否については、直接本人に通知する。

9 試験結果の開示について

試験結果については、長野県個人情報保護条例（平成3年長野県条例第2号）第13条第1項ただし書の規定により、次のとおり口頭により開示を請求することができる。

なお、電話、はがき等による請求では開示できないので、受験者本人が開示を行う場所に直接来所すること。

(1) 開示請求することができる試験結果

正答割合

(2) 開示する期間

試験合否通知日から1年間

(3) 開示を行う場所

長野県社会部高齢福祉課（県庁4階）

(4) 必要書類

運転免許証、健康保険の被保険者証、旅券等本人であることを証明できる書類を持参すること。

10 介護支援専門員実務研修について

試験の合格者には、県が行う介護支援専門員実務研修の実施について通知する。

11 その他

(1) 試験の詳細については、「受験案内」を参照すること。

(2) 受験案内、受験申込書等は、長野県社会部高齢福祉課、長野県の地方事務所及び長野県内の保健所で配布する（郵送により配布を希望する場合は、封筒の表面に「介護支援専門員実務研修受講試験受験案内請求」と朱書きし、270円切手をはったあて先明記の角形2号の返信用封筒を同封のうえ、長野県社会部高齢福祉課（県庁専用郵便番号：380-8570）に請求すること。）。)

(3) この試験に関する問い合わせは、長野県社会部高齢福祉課（電話：026-235-7121）に行うこと。

高齢福祉課

○公 告

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第33条の4第1項の規定による応急入院指定病院として、次のとおり指定した。

平成14年5月23日

長野県知事 田 中 康 夫

名 称	所 在 地	指 定 期 間
長野県立駒ヶ根病院	駒ヶ根市下平2901	平成14年4月1日から 平成17年3月31日まで
長野赤十字病院	長野市若里5丁目22番1号	平成14年4月1日から 平成17年3月31日まで

保 健 予 防 課

○公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成14年5月23日

長野県知事 田 中 康 夫

- 1 申請のあった年月日
平成14年5月13日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人 リブサポート南信州
- 3 代表者の氏名
中 原 茂 之
- 4 主たる事務所の所在地
駒ヶ根市飯坂1丁目17番12号

5 定款に記載された目的

この法人は、小子高齢化及び情報革新技術社会の中で、弱者として取り残されていく人々に対し、人的及び精神面での支援を行い、明るく前向きに歩いていける地域社会構築に寄与することを目的とする。

生活文化課

○公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成14年5月23日

長野県知事 田 中 康 夫

1 申請のあった年月日

平成14年5月10日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 ひとねっと泰阜

3 代表者の氏名

辻 典 子

4 主たる事務所の所在地

下伊那郡泰阜村6218番地22

5 定款に記載された目的

この法人は、福祉・教育・環境・地域づくり等に関わる、非営利を目的とする個人や団体の情報の受発信に関わる事業を支援し、もって豊かな市民生活及び健全な情報社会の構築に寄与することを目的とする。

生活文化課

○公 告

改良普及員資格試験を次のとおり行う。

平成14年5月23日

長野県知事 田 中 康 夫

1 試験の期日及び開始時刻

- (1) 期 日 平成14年9月9日(月)及び10日(火)
- (2) 開始時刻 午前10時

2 試験の場所

長野市旭町1108
長野県勤労者福祉センター

3 試験の方法

試験は、筆記試験及び口述試験とし、その内容は、改良普及員資格試験条例（昭和27年長野県条例第101号。以下「条例」という。）第2条及び改良普及員資格試験条例施行規則（昭和59年長野県規則第15号。以下「規則」という。）第2条に規定するところによる。

4 受験資格

条例第3条及び第4条に規定するところによる。

5 受験の手続

(1) 提出書類

規則第4条に規定する書類

(2) 受付期間

平成14年6月17日(月)から平成14年7月5日(金)まで（郵送による場合は、平成14年7月5日までの消印のあるものに限り受け付ける。）

(3) 受付場所

長野県農政部農業技術課
〒380-8570（県庁専用郵便番号）
所在地 長野市大字南長野字幅下692の2

(4) 受験手数料

受験手数料（2,500円）は、長野県収入証紙により（受験願書にはって、消印しないこと。）納付すること。

6 合格者の発表

試験実施後1月以内に合格者を発表するとともに、合格証書を交付する。

7 その他

試験についての問い合わせは、長野県農政部農業技術課に行うこと（郵便による場

合は、120円切手をはったあて先を明記した返信用の封筒(角2型)を同封すること。)

農業技術課

○公 告

県営一倉田和地区土地改良事業計画を定めたので、次のとおり縦覧に供する。

平成14年5月23日

長野県知事 田 中 康 夫

- 1 縦覧に供する書類
県営一倉田和地区土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧の期間
平成14年5月24日から6月20日まで
- 3 縦覧の場所
上水内郡信州新町役場

土地改良課

○公 告

東筑摩郡四賀村における県営四賀地区横川換地区土地改良事業の施行に伴う換地計画に基づく換地処分を、平成14年5月7日行った。

平成14年5月23日

長野県知事 田 中 康 夫

農村整備課

○公 告

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律104号）第4条第1項の規定により特定建設資材に係る分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化の促進等の実施に関する指針を策定したので、同条第2項の規定により次のとおり公表する。

平成14年5月23日

長野県知事 田 中 康 夫

1 名 称

長野県建設リサイクル推進指針

2 指針の趣旨

建設資材に係る分別解体及び再資源化等を推進することにより、循環型社会システムを構築し、生活環境の保全と健全な経済発展を長期的に確保するため、発注者、事業者、県及び市町村の役割並びに建設資材廃棄物の再資源化等の目標を定めた。

3 その他

長野県住宅部建築管理課及び各地方事務所建築課（木曾地方事務所及び北安曇地方事務所にあつては商工建築課）に備え置く。

4 問い合わせ先

長野県住宅部建築管理課専門指導員（電話）026-235-7346

建 築 管 理 課

○公 告

諏訪郡富士見町による上蔦木地区の土地改良事業の工事について、次のように完了の届出があつた。

平成14年5月23日

長野県諏訪地方事務所長 古 坂 和 俊

1 土地改良事業の名称

団体営基盤整備促進事業

- 2 土地改良事業の施行についての許可年月日
平成12年3月23日
- 3 土地改良事業を行った者の名称
諏訪郡富士見町
- 4 事務所の所在地
諏訪郡富士見町落合10777番地
- 5 工事の着工年月日
平成12年6月2日
- 6 工事の完了年月日
平成14年1月24日

土地改良課

○公 告

南安曇郡穂高町穂高土地改良区の役員について、次のように就退任の届出があった。

平成14年5月23日

長野県松本地方事務所長 本 道 亜紀子

理 事

新 任

氏 名	住 所
赤 羽 加 光	南安曇郡穂高町大字有明4901番地11
小 林 司	南安曇郡穂高町大字有明6753番地
胡 桃 盛 人	南安曇郡穂高町大字有明9950番地

重 任

氏 名	住 所
胡 桃 隆 雄	南安曇郡穂高町大字有明4840番地 1
石 川 鎮 生	南安曇郡穂高町大字有明499番地
小 川 千 秋	南安曇郡穂高町大字穂高6008番地 1

退 任

氏 名	住 所
遠 藤 茂	南安曇郡穂高町大字有明4850番地 6

有賀善昭	南安曇郡穂高町大字有明4047番地1
丸山盛雄	南安曇郡穂高町大字有明2781番地1
監事	
新任	
氏名	住所
小島裕治	南安曇郡穂高町大字有明3649番地11
栗原克史	南安曇郡穂高町大字有明3907番地
重任	
氏名	住所
三澤正和	南安曇郡穂高町大字有明903番地
退任	
氏名	住所
北林清茂	南安曇郡穂高町大字有明245番地4
小林定男	南安曇郡穂高町大字有明10030番地2

土地改良課

○公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了した。

平成14年5月23日

長野県松本地方事務所長 本道 亜紀子

1 許可番号

平成14年2月5日 長野県指令13建第40-23号

2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

塩尻市大字宗賀字床尾1774-1、1774-2

3 開発許可を受けた者の住所及び氏名

塩尻市大字広丘高出1840-4 アーク塩尻304号

有限会社メンズクラブ 代表取締役 小泉 勉

建築管理課

○公 告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了した。

平成14年5月23日

長野県北安曇地方事務所長 高 嶋 俊 郎

1 許 可 番 号

平成14年3月14日 長野県北安曇地方事務所指令13北安地商第4-4号

2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

北安曇郡池田町大字会染9031-16、9031-35、9031-36、9031-37、9031-38、
9031-39、9031-40、9031-41、9031-42、9031-43、9031-44

3 開発許可を受けた者の住所及び氏名

北安曇郡池田町大字会染6108-77

有限会社あづみ野社 代表取締役 遠 藤 一 彦

建築管理課

○公 告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了した。

平成14年5月23日

長野県長野地方事務所長 会 津 佳 伸

1(1) 許 可 番 号

平成13年8月13日 長野県長野地方事務所指令13長地建第17-2号

(2) 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

豊野町大字蟹沢字高岡65-2の一部、65-3の一部

(3) 開発許可を受けた者の住所及び氏名

上水内郡豊野町大字蟹沢92-2 岡 田 健 男

2(1) 許 可 番 号

平成14年4月11日 長野県長野地方事務所指令13長地建第17-7号

- (2) 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
須坂市大字日滝字郷原306-4
- (3) 開発許可を受けた者の住所及び氏名
須坂市大谷町307-1
須坂市大字日滝大谷町307-1 西方信夫、西方美弥子
- 3(1) 許可番号
平成14年2月22日 長野県指令13建第41-13号
- (2) 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
須坂市大字幸高字早道場28-1
- (3) 開発許可を受けた者の住所及び氏名
須坂市大字幸高9-6 山崎久
- 4(1) 許可番号
平成14年4月22日 長野県指令13建第41-15号
- (2) 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
須坂市大字野辺字鶴ノ春697-1
- (3) 開発許可を受けた者の住所及び氏名
須坂市旭ヶ丘4-7 佐藤得子
- 5(1) 許可番号
平成14年3月29日 長野県指令13建第41-16号
- (2) 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
須坂市大字日滝字境塚3360-5
- (3) 開発許可を受けた者の住所及び氏名
須坂市大字日滝265-1 青木勝康

建築管理課

○公告

次のとおり落札者を決定した。

平成14年5月23日

長野県豊科建設事務所長 長尾 勲

1 落札に係る役務の名称及び数量

平成14年度犀川安曇野流域下水道維持管理特別会計汚泥収集運搬及び処分業務委託

3,300トン(予定数量)

2 契約に関する事務を担当する所の名称及び所在地

(1) 名称 長野県豊科建設事務所

(2) 所在地 長野県南安曇郡豊科町大字豊科4960-1

3 落札者を決定した日

平成14年3月29日

4 落札者の名称及び所在地

(1) 名称 太平洋セメント株式会社ゼロエミッション事業部

(2) 所在地 東京都千代田区西神田三丁目8番1号

5 落札金額

1トン当たりの単価 17,500円×105/100

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札公告を行った日

平成14年2月7日

下水道課

○公 告

警備業法(昭和47年法律第117号。以下「法」という。)第11条の2に規定する検定を次のとおり行う。

平成14年5月23日

長野県公安委員会

1 検定を行う警備業務の種別並びに検定の日時及び場所

種 別	期 日	時 間	場 所
交通誘導警備 (2級)	平成14年 8月24日 (土)	午前8時30分から 午後5時まで	長野市川中島町原704番地2 交通安全センター
貴重品運搬警備 (2級)	平成14年 8月25日 (日)		

2 検定の方法

検定は、検定を受けようとする者の知識及び技能について、学科試験及び実技試験により判定することによって行う。

3 試験の区分

種 別	区 分	科 目
交通誘導警備 (2級)	学科試験	警備業務に関する基本的な事項 法令に関すること 車両等の誘導に関すること 事故の発生時における応急の措置に関すること
	実技試験	車両等の誘導に関すること 事故の発生時における応急の措置に関すること
貴重品運搬警備 (2級)	学科試験	警備業務に関する基本的な事項 法令に関すること 車両による伴走及び周囲の見張りに関すること 事故の発生時における応急の措置に関すること
	実技試験	車両による伴走及び周囲の見張りに関すること 事故の発生時における応急の措置に関すること

4 受検資格

長野県内に住所を有する者又は長野県内の営業所に属している警備員。ただし、次のいずれかに該当する者は、検定を受けることができない。

- (1) 18歳未満の者
- (2) 法第3条第1号から第5号までのいずれかに該当する者
- (3) 警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号）第11条第1項の規定により検定の合格を取り消され、当該取消の日から起算して3年を経過しない者

5 受検定員

種 別	人 員
交通誘導警備（2級）	80人程度
貴重品運搬警備（2級）	50人程度

会場の都合により上記定員になり次第、申込受付期限内であっても受付を締め切ります。

6 受検の手続

(1) 受検の申込み

検定を受けようとする者は、検定申請書（以下「申請書」という。）2通に必要

な事項を記入し、次に掲げる書類等を添付して住所地（検定申請者が警備員である場合にあっては、その属する営業所の所在地を含む。）を管轄する警察署長に申し込むこと。

- ア 履歴書及び住民票の写し（外国人にあっては、外国人登録証明書の写し） 1通
- イ 長野県以外に住所を有する警備員が、長野県内の営業所に属していて、検定を受けようとする場合にあっては、当該営業所に所属することを疎明する書面（警備員所属証明書） 1通
- ウ 法第3条第1号に掲げる者に該当しない旨の東京法務局の証明書 1通
- エ 法第3条第1号に掲げる者に該当しない旨の市町村の長の証明書 1通
- オ 法第3条第5号に掲げる者に該当しない旨の医師の診断書 1通
- カ 法第3条第1号から第5号までに掲げる者のいずれにも該当しないことを誓約する書面 1通
- キ 申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景、縦3センチメートル、横2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの 2枚

(2) 申込みの受付期限

平成14年7月23日（火）までとする。

(3) 手数料

手数料（交通誘導警備（2級）検定にあっては22,000円、貴重品運搬警備（2級）検定にあっては23,000円）は、長野県収入証紙により（申込書にはって消印しないこと。）納付すること。

7 その他

- (1) 検定当日は、筆記用具を持参すること。
- (2) 検定の手続についての問い合わせ及び申込書の請求は、最寄りの警察署生活安全課又は生活安全・刑事課に行うこと。

生活安全企画課